

◎井戸水のみ使用の場合

井戸水のみを使用し、メーターを設置されずに下水道に汚水を流される場合は、世帯人員等による「人数制」で汚水量を算定し、使用料を請求させていただきます。この場合、2か月につき1人当たり14㎡として算定水量とします。

◎水道水と井戸水を併用している場合

水道水使用水量と14㎡×世帯人数で計算した水量とを比較して、どちらが多い方の水量を認定水量として請求させていただきます。

世帯人員	算定水量	使用料金
1人	14㎡	2,599円
2人	28㎡	3,717円
3人	42㎡	5,693円
4人	56㎡	7,795円
5人	70㎡	9,991円

(2か月当たり 消費税込み)

※井戸水を使用される場合は、届け出が必要となりますので下水道管理課にご相談ください。

農業集落排水施設使用料 Q&A ..... どうなるの？ こんなときは？

Q いつから算定方法が変わるの？

A 平成23年4月1日から変わります。上水道を使用されている場合は、4月と5月の水道使用量により7月に下水道の使用料を徴収させていただきますこととなります。(これまでは前月分と当月分をその月に請求していました。)

Q 算定方法は どう変わるの？

A これまで1か月当たり基本料金(2,000円/戸)と人数割(300円/人)でしたが、これからは上水道を使用した水量によって料金を算定します。

Q 1か月にどのくらい掛かるの？

A これまでは人数(家族数)によって一定でしたが、これからは使用された水の量によって算定しますので、一概には決められません。これまでの水道使用量を一度確認してください。あくまで上水道を使用された水量で算定します。

Q 使用水量は どうして決めるのか？

A 2か月に一度、奇数月に水道メーターの検針をさせていただきます。

ます。その上水道の使用水量で決定します。洗車や庭への散水などで水道水を使用される場合は、節水に心がけてください。(井戸水のみ、井戸水と併用されている場合などを除く)

Q 井戸水しか使っていないが？

A この場合は、1か月当たり1人7㎡使用されたものとして算定します。たとえば4人家族とすると2か月当たり7㎡×4人×2か月=56㎡を使用水量とします。(届出必要)

Q 水道と井戸水の両方を使っているが？

A 水道使用水量と井戸水使用水量の、どちらが多い方を汚水量とします。(届出必要)

(例) 4人家族の場合

水道使用水量50㎡とすると  
井戸水使用水量7㎡×4人×2か月=56㎡で  
上水道使用水量を超えるため、汚水量は56㎡

水道使用水量60㎡とすると

井戸水使用水量7㎡×4人×2か月=56㎡で  
上水道使用水量の方が多いため、汚水量は60㎡

Q 農業(育苗や畑)等に多くの水を使い、下水道に流していない場合はどうなるの？

A 使用された水道水が下水道に流れない場合は、水道配管に子メーター(個人設置)を設置し、2か月に一度その数値を報告していただければ、水道検針数値から差し引いた水量を汚水量とさせていただきます。

ただし、子メーター設置や配管費用は自己負担となり、期間限定でしか使用しない場合や使用水量が少ない場合は、かえって負担増となる場合があります。いずれにしましても、この場合、申請していただく必要がありますので下水道管理課までご相談ください。

Q 上水道が漏水していた場合、減免はあるのか？

A 上水道が地下漏水等の場合、発見が遅れ水道検針で発見される場合があります。この場合、下水道に流れていない水ということで、減免が適用されます。申請が必要となりますので、下水道管理課までご連絡をお願いします。

平成23年  
4月から

農業集落排水施設使用料の  
算定方法が変わります

=人数制から従量制へ=

平成23年4月以降の使用分から公共下水道使用料と同様に、今までの人数制の料金体系から下水道の使用水量に応じた従量制へ算定方法を変更することとなりました。

農業集落排水施設使用料は、平成16年度の5町合併時に各町で異なっていた料金を基本料金と人数割という算定方法のまま、比較的安く、いかに統一されました。しかし、農業集落排水と公共下水道は、快適な居住空間の実現と共に公共水域の水質保全などの利用目的が同じでありながら、使用料の算定方法の違いから格差が生じており、下水道使用者の負担の公平性を図る必要がありました。

このたび12月議会において、農業集落排水施設使用料の算定方法見直しにかかる「甲賀市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」が可決されたことに伴い、変更することとなりました。

使用料金は、従来どおり2か月分をまとめて奇数月に請求させていただきます。なお、算定方法の変更後の料金徴収は7月の請求からになります。(本年5月の請求はありません。)

節水に心がけていただくとともに、今回の料金算定方法の改正に対する、使用者の皆さんのご理解とご協力を願います。

◎使用水量(汚水量)認定の仕方

使用料は、皆さんの流した汚水の量に応じていただくこととなります。家庭の排水管から流れ出る汚水の量を認定するため、次のような方法に変更されます。

使用状況	区別	一般汚水	事業所等汚水
水道水のみ使用		水道使用水量	水道使用水量
井戸水のみ使用		世帯人数1人につき2か月14㎡	別に認定
水道水と井戸水併用		1使用月(2か月)の水道水使用水量が上記で算定した井戸水のみ認定量(1人につき2か月14㎡)より少ない場合は井戸水の認定量。また水道水使用水量の方が多い場合は、使用水量のみを汚水量とします。	別に認定

【改訂】農業集落排水施設使用料 料金表(2か月につき)

区分	基本料金		超過料金	
	汚水量	料金	汚水量	料金(1㎡につき)
一般排水	0~20㎡	2,599.80円	21㎡~40㎡	139.65円
			41㎡~60㎡	150.15円
			61㎡~100㎡	159.60円
			101㎡~200㎡	170.10円
			201㎡~	179.55円
特定排水			1,501㎡~	210.00円
公衆浴場排水	0~600㎡	20,000.40円	601㎡~	74.55円

(消費税込み)

【使用料計算例】

2か月で56㎡の水を使用した場合

- 基本料金 (0~20㎡の分) 2,599.80円...①
- 超過料金 (21~40㎡の分) 20㎡×139.65円=2,793.00円...②
- 超過料金 (41~56㎡の分) 16㎡×150.15円=2,402.40円...③

① + ② + ③ = 7,795.20円  
従って農業集落排水施設使用料は7,795円となります。

問い合わせ 下水道管理課 管理係 ☎86-8397 📠86-8032

「流行」には のらないで  
— 予防が大切インフルエンザ —

インフルエンザをひろげないために  
(かからない・うつさない)

- \* 人ごみを避け、外から帰ったら手洗い・うがいを励行しましょう。
- \* 適度な温度・湿度を保ち、栄養と休養を十分にとりましょう。
- \* 咳が出るならマスクを着用し、咳エチケットを守りましょう。

かかったかなと思ったら早めに医療機関を受診しましょう。

問い合わせ  
生活環境課 廃棄物対策係  
☎65・06990  
📠63・45882

廃プラではありません  
在宅用医療器具の  
適切な処分を

廃プラスチックとして出されるごみの中に、注射針などが入っていることがあります。

在宅医療で使用される、注射針・注射器・点滴針など、鋭利で感染性のあるものは危険ですので、家庭用のごみとして集積所へ出さないようご注意ください。

なお、処分の際は、交付を受けた医療機関に引き取ってもらうようにしてください。

★守ろう ごみ出しルール★ 市指定ごみ袋には、必ず名前を書いて出しましょう。

農地経営面積を引き下げ  
土山地域の一部を  
「下限面積」30アールに

3月1日から施行

耕作目的で農地の権利(所有権や賃借権等)を取得する場合は、その権利取得後の農地経営面積が、都府県では原則50アールに達しなければ許可されませんが、「下限面積」と言います。平成21年12月の農地法改正により、農業委員会の判断により引き下げることができるようになりました。

市農業委員会でも、管内各地の農業事情を踏まえ検討を重ね、この度、土山地域の鮎河・山内両学区について、新規就農を促進し、農地の有効利用を図る観点から下限面積を30アールに設定しました。

施行は3月1日からです。受付日で適用。なお、その他の地域は、従来通りの50アールです。

問い合わせ  
農業委員会事務局  
☎65・0717 📠63・4601

区域	下限面積
土山町 鮎河学区 (大河原・鮎河) 山内学区 (黒滝・黒川・猪鼻 山中・笹路・山女原)	30アール
右記以外の区域	50アール